

## 「やまがたフルーツ」ロゴマーク・キャッチフレーズ使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「やまがたフルーツ」ロゴマーク・キャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ロゴマーク等は、別記1のとおりとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 ロゴマーク等の使用許可及び管理業務は、おいしい山形推進機構（以下「機構」という。）に委託する。

(用途)

第3条 ロゴマーク等の用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内で生産されたフルーツ（以下「県産フルーツ」という。）の出荷又は販売において使用するとき。
- (2) 県産フルーツを原材料の全部又は一部に使用する加工食品（以下「県産フルーツ加工食品」という。）の出荷又は販売において使用するとき。
- (3) 県産フルーツを原材料の全部又は一部に使用する外食の提供において使用するとき。
- (4) 前号までに規定するもののほか、広報において使用するとき。
- (5) 前4号に規定するもののほか、機構が適正と認めるとき。

(使用の許可)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、機構に第5条の規定による申請を行い、その許可を受けなければならない。

(使用許可申請等)

第5条 申請者は、次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を、機構に提出しなければならない。

- (1) 「やまがたフルーツ」ロゴマーク・キャッチフレーズ使用許可申請書（様式第1号）
- (2) 産地証明書（第3条第1号から第3号の用途で使用する場合）
- (3) その他機構が定める書類

2 機構は、提出を受けた申請関係書類が適当と認められる場合は、これを許可し、「やまがたフルーツ」ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認通知書を交付するものとする。

(広報における使用)

第6条 第3条第1項第4号の用途によりロゴマーク等を使用する者は、山形県、本県農林水産業及び県産フルーツ又は県産フルーツ加工食品のイメージを損なわない範囲において、統一キャッチフレーズ等を変形し使用することができる。

2 前項の規定においてロゴマーク等を変形する場合は、次に掲げる内容を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマークとキャッチフレーズは必ずセットで使用し、一体的なものと認識できるように配置すること。
- (2) 色味、書体の変更をしないこと。
- (3) 白フチや影をつけないこと。
- (3) キャッチフレーズの文字間や、位置関係を変えないこと。
- (4) シンボルマーク部分及びキャッチフレーズ部分それぞれについて、元のデザインの比率を変えないこと。

(使用権限)

第7条 第5条の規定により許可を受けた者（以下これらを「使用者」という。）は、無償でロゴマーク等を使用できるものとする（以下この権限を「使用権限」という。）。

(事故、苦情等の処理)

第8条 ロゴマーク等を使用した県産フルーツ、県産フルーツ加工食品、資材、媒体等に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、山形県及び機構はその責を負わないものとする。

(調査及び指示)

第9条 山形県若しくは山形県の指定する機関又は機構若しくは機構の指定する者は、申請者又は使用者に対し、その申請又は使用権限を有するロゴマーク等に関する必要な範囲内において、書類、県産フルーツ、県産フルーツ加工食品、資材、媒体等を開覧し、若しくは提出を求め、若しくは立入り等の調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

(使用許可の取り消し)

第10条 山形県又は機構は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、使用権限を取り消し、その結果を公表することができる。

- (1) ロゴマーク等を不正に使用したとき。
- (2) ロゴマーク等を使用者固有のものとして誤解を与えるような使用をしたとき。
- (3) 使用権限を有する県産フルーツ又は県産フルーツ加工食品の生産・製造、出荷、販売等に際して、信用を損なう行為により、ロゴマーク等のイメージを失墜させたとき。
- (4) 第7条の規定による必要な措置を講じなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく、前条に規定する調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (6) その他山形県又は機構の事業目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により使用権限が取り消された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取消しによって直接又は間接に生じた損失を山形県又は機構に

請求することができない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、機構が山形県に協議のうえ決定するものとする。

附 則

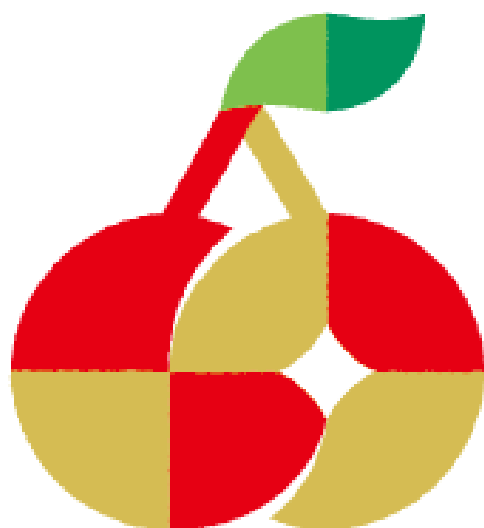
1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2 この要綱は、令和 8 年 5 月 12 日から施行する。

「やまがたフルーツ」ロゴマーク・キャッチフレーズ

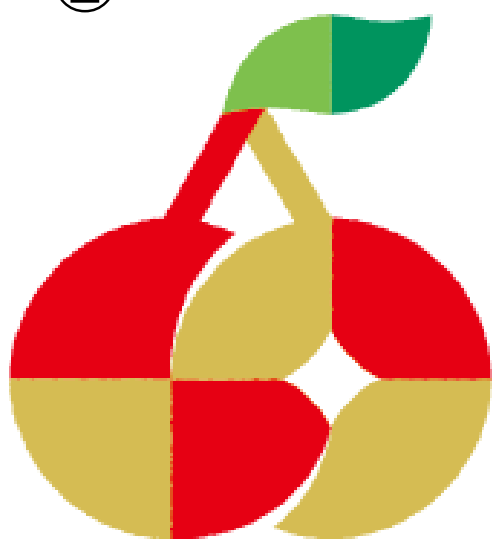
①



いちずに、かじつ。

やまがたフルーツ

②



いちずに、かじつ。

やまがたフルーツ